

岐阜県公報

目次

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業・金融課)

ページ
一

号外(一) 平成二十九年七月二十八日

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十九年七月二十八日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年七月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日
平成二十九年七月十九日
- 二 届出者の氏名又は名称
株式会社ギガス
- 三 建物の名称及び所在地
ケーズデンキ岐阜県庁前店
岐阜市藪田南三丁目一番八号
- 四 変更した事項
大規模小売店舗の名称
(変更前)ケーズデンキ岐阜本店

(変更後) ケーズデンキ岐阜県庁前店

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ギガス 代表取締役 佐藤健司

(変更後) 株式会社ギガス 代表取締役 兼子義之

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ギガス 代表取締役 佐藤健司

(変更後) 株式会社ギガス 代表取締役 兼子義之

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十九年七月二十八日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び飛騨県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年七月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十九年七月十九日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社ギガス

三 建物の名称及び所在地

ケーズデンキ高山店

高山市下岡本町三三三一

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前)(仮称) ケーズデンキ高山パワフル館

(変更後) ケーズデンキ高山店

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ギガス 代表取締役 佐藤健司

(変更後) 株式会社ギガス 代表取締役 兼子義之

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ギガス 代表取締役 佐藤健司

(変更後) 株式会社ギガス 代表取締役 兼子義之

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十九年七月二十八日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び東濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年七月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十九年七月十九日

二 届出者の氏名又は名称

松永哲一

三 建物の名称及び所在地

ケーズデンキ多治見店

多治見市住吉町一丁目九番地

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ケーズデンキ多治見パワフル館

(変更後) ケーズデンキ多治見店

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ギガス 代表取締役 佐藤健司

(変更後) 株式会社ギガス 代表取締役 兼子義之

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十九年七月二十八日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び中濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年七月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十九年七月十九日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社ギガス

三 建物の名称及び所在地

ケーズデンキ関店

関市倉知字寺前六一三番地

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ケーズデンキ関店

(変更後) ケーズデンキ関店

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ギガス 代表取締役 佐藤健司

(変更後) 株式会社ギガス 代表取締役 兼子義之

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ギガス 代表取締役 佐藤健司

(変更後) 株式会社ギガス 代表取締役 兼子義之

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十九年七月二十八日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び恵那県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年七月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十九年七月十九日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社ギガス

三 建物の名称及び所在地

ケーズデンキ中津川店

中津川市中津川二九四六番一

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ケーズデンキ中津川パワフル館

(変更後) ケーズデンキ中津川店

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ギガス 代表取締役 佐藤健司

(変更後) 株式会社ギガス 代表取締役 兼子義之

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ギガス 代表取締役 佐藤健司

(変更後) 株式会社ギガス 代表取締役 兼子義之

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十九年七月二十八日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び東濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年七月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十九年七月十九日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社泰仁

三 建物の名称及び所在地

ケーズデンキ瑞浪店

瑞浪市薬師町二丁目二八 一

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ケーズデンキ瑞浪パワフル館

(変更後) ケーズデンキ瑞浪店

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ギガス 代表取締役 佐藤健司

(変更後) 株式会社ギガス 代表取締役 兼子義之

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十九年七月二十八日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び可茂県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年七月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十九年七月十九日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社ギガス

三 建物の名称及び所在地

ケーズデンキ美濃加茂店

美濃加茂市山手町二丁目九四番地 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) ケーズデンキ美濃加茂パワフル館

美濃加茂市山手町二八九 外

(変更後) ケーズデンキ美濃加茂店

美濃加茂市山手町二丁目九四番地 外

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ギガス 代表取締役 佐藤健司

(変更後) 株式会社ギガス 代表取締役 兼子義之

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ギガス 代表取締役 佐藤健司

(変更後) 株式会社ギガス 代表取締役 兼子義之

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十九年七月二十八日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年七月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十九年七月十九日

二 届出者の氏名又は名称

NECキャピタルソリューション株式会社

三 建物の名称及び所在地

ケーズデンキ各務原店

各務原市那加日新町七丁目五番

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前)(仮称) ケーズデンキ各務原店

(変更後) ケーズデンキ各務原店

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ギガス 代表取締役 佐藤健司

(変更後) 株式会社ギガス 代表取締役 兼子義之

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十九年七月二十八日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び可茂県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年七月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十九年七月十九日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社ギガス

三 建物の名称及び所在地

ケーズデンキ可児店

可児市坂戸字落田二四番地 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) (仮称) ケーズデンキ可児店

可児市坂戸字落田一二三 一 外

(変更後) ケーズデンキ可児店

可児市坂戸字落田一二四番地 外

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ギガス 代表取締役 佐藤健司

(変更後) 株式会社ギガス 代表取締役 兼子義之

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ギガス 代表取締役 佐藤健司

(変更後) 株式会社ギガス 代表取締役 兼子義之

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十九年七月二十八日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年七月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十九年七月十九日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社ギガス

三 建物の名称及び所在地

ケーズデンキ本薬店

本薬市小柿字下起一二四番地 外
変更した事項

大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) ケーズデンキ本薬パワフル館

本薬市小柿一二三番地 一 外

(変更後) ケーズデンキ本薬店

本薬市小柿字下起一二四番地 外

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ギガス 代表取締役 佐藤健司

(変更後) 株式会社ギガス 代表取締役 兼子義之

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ギガス 代表取締役 佐藤健司

(変更後) 株式会社ギガス 代表取締役 兼子義之

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十九年七月二十八日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び中濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年七月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十九年七月十九日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社ギガス
建物の名称及び所在地

ケーズデンキ郡上八幡店

郡上市八幡町五町一丁目三番地二

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) (仮称) ケーズデンキ郡上店

(変更後) ケーズデンキ郡上八幡店

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ギガス 代表取締役 佐藤健司

(変更後) 株式会社ギガス 代表取締役 兼子義之

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ギガス 代表取締役 佐藤健司

(変更後) 株式会社ギガス 代表取締役 兼子義之

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十九年七月二十八日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び飛騨県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年七月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十九年七月十九日

二 届出者の氏名又は名称

谷口寛臣

三 建物の名称及び所在地

ケーズデンキ下呂店

下呂市萩原町中呂一七一九

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ケーズデンキ下呂パワフル館

(変更後) ケーズデンキ下呂店

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ギガス 代表取締役 佐藤健司

(変更後) 株式会社ギガス 代表取締役 兼子義之

平成二十九年七月二十八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三
岐阜文芸社